

兵高教組

人勸速報No. 2

2017年9月22日 調査情報11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

地域手当も含めて、県「行革」カットの即時廃止を求める

9/19(火)第2回人事委員会交渉

多忙の中、頑張っている教職員を励ます勧告を！

9月19日(火)、第2回目の人事委員会との交渉が行われました。

前回提出した要求書を受けての第2回交渉でした。私たちが受けている地域手当の1.5%カットは県「行革」によるものであることなど、重要な確認が人事委員会とできました。

私たちの賃金や権利は、人事委員会勧告に基づいて決まります。今後の県教委との交渉に向けて、私たちの生活改善につながる勧告を出させるかがポイントになります。



県「行革」カットの解消と現給保障の維持を

(交渉団からの発言)

- 勧告の中に「地域手当も含めて県『行革』カットの解消」を盛り込んでいただきたい。地域手当1.5%カットは県「行革」に含まれることは明らかで、その解消を求めて、我々は今後当局と交渉していく。
- 総合的見直しは、賃金を平均2%下げる代わりに地域手当を上げるというもの。本県の場合、賃金は下がったが地域手当が上がっていない。これで現給保障の廃止は道理に合わない。
- 国の人勸では、非常勤職員の勤勉手当に相当する手当の支給について触れられている。この場合、非常勤職員とは誰を指すのか。ぜひ、非常勤職員の待遇改善のための勧告を出していただきたい。
- 県教委の実態調査を見ても我々の超勤縮減は進んでいない。新対策プランが機能していない証拠。教職員を増やさなければ、解決しないというのが現場の声だ。

県「行革」カットは、地域手当も含む(局長回答)

- 県「行革」カットは、人事委員会勧告とは別の観点で行っているものだが、地域手当も含めたものという理解はしている。
- 現給保障は、県「行革」とは無関係という認識は持っている。総合的見直しは給与配分の適正化の観点で行ったもの。国や他府県の動向を見ながら考えていきたい。
- 国人勸で述べられた国の非常勤職員と県の非常勤職員とは、とらえ方が違う。国と県とでは同じようにはいれないが、教育委員会には伝えていきたい。
- 超過勤務について、現場の声を無視するつもりはない。教育委員会に十分に伝えていきたい。

小野委員長のまとめ

県「行革」と地域手当、現給保障の問題について人事委員会と確認ができて良かったと思う。これから我々は県教委と交渉していくが、人事委員会からもしっかりと伝えてほしい。現場の教職員は、多忙の中で頑張っている。頑張っている教職員を励ますような勧告に向けての検討をお願いしたい。

◆ 県「行革」による賃金カットとは ◆

私たちの給料は給料表通りではなく、県「行革」で削減されています。2008年度から始まり、当初は5年間という約束だったものがもう10年目に入っています。昨年度から若年層の給料表におけるカットはなくなりましたが、中堅層で0.7%、高齢層で0.9%のカットは残っています。さらに、地域手当は全員一律に1.5%カットされています。このような県独自の賃金カットは、兵庫県だけです。

◆ 現給保障とは ◆

「給与構造改革」と「総合的見直し」という給与制度の変更で、私たちの給料表は大きく下げられました。給料月額が下がった職員に、それまで受けてきた額をベースアップや定期昇給で給料表の額が上回るまで保障する制度を「現給保障」といいます。もし、「現給保障」がなくなり給料表通りとなれば、高齢層では月額1万円以上の減額となってしまいます。

2017人事委員会勧告に向けての要求書(団体署名)を全ての分会から！

集約日 9月29日(金) 本部必着

10月早々と思われる次回の人事委員会交渉で提出します。全ての分会からの声を人事委員会に届けましょう。